2024年3月6日策定

東京自転車商国民健康保険組合
データヘルス計画
（2024～2029年度）

1. 趣旨

東京自転車商国民健康保険組合は、保険者で保有する健診（特定健康診査含む）・レセプト情報の電子化の進展に伴い、保険者がそれらの健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、データヘルス計画を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととします。

PDCAサイクルとは、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）のサイクルを指し、これらのサイクルに基づき、事業の実効性を高めていくことが必要とされております。

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）では、データヘルス計画について、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進し被保険者の健康保持増進に努めることなどが求められ、その後「経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太方針2020)」（令和2年7月閣議決定）でデータヘルス計画の標準化等の取組の推進、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月経済財政諮問会議）では保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの重要業績評価指標の推進が示されています。

このような背景を踏まえ、当組合は可能なものを取入れ効果的・効率的な事業の実施に向け、2024～2029年度における6カ年計画を策定します。

なお、データヘルス計画は、特定健康診査等実施計画（第四期・2024～2029年度）と保健事業実施計画（2024～2029年度）の2つの構成から成り、両計画は一体的に運用していくものとします。

※本計画の各表における年度表記では原則西暦を使用します。和暦の確認は次の表を参考としてください。

西暦和暦年度一覧表

年度（西暦）	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
年度（和暦）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度

2. 現状

⑴東京自転車商国民健康保険組合の特性

当組合は、被保険者数の減少に伴い、医療給付額及び件数は減少傾向にありますが、一件当たりの医療費及び一人当たりの年間医療費では、被保険者の高齢化や医療の高度化等の影響により、年々増加傾向にあります。

被保険者数の推移　　単位＝人

区分／年度	事業主（第一種）	従業員（第二種）	組合員		家族		計		後期高齢者組合員数（別掲）
			全組合員	うち都内居住者	全家族	うち都内居住者	全被保険者数	うち都内居住者	
2018年度	294（ 19）	336（ 189）	630（ 208）	552（ 167）	685（ 178）	599（ 131）	1,315（ 385）	1,151（ 298）	127
2019年度	270（ 20）	335（ 192）	605（ 212）	527（ 165）	600（ 167）	520（ 123）	1,205（ 378）	1,047（ 288）	125
2020年度	253（ 21）	322（ 189）	575（ 210）	500（ 163）	545（ 165）	469（ 119）	1,120（ 375）	969（ 282）	117
2021年度	244（ 23）	306（ 189）	550（ 212）	479（ 168）	510（ 167）	437（ 121）	1,060（ 379）	916（ 288）	108
2022年度	236（ 23）	294（ 188）	530（ 211）	465（ 172）	471（ 164）	398（ 118）	1,001（ 376）	863（ 290）	98

※（ ）内は、組合特定被保険者を再掲

医療費の推移

	医療給付額	件数	一件当たりの医療費（前年比・%）	人数（年度平均）	一人当たりの年間医療費（前年比・%）
2018年度	265,871,726 円	21,418 件	12,413 円（ 97.4 ）	1,315 人	202,184 円（ 99.0 ）
2019年度	241,542,652 円	19,860 件	12,162 円（ 98.0 ）	1,205 人	200,450 円（ 99.1 ）
2020年度	219,572,331 円	16,259 件	13,505 円（ 111.0 ）	1,120 人	196,047 円（ 97.8 ）
2021年度	248,002,588 円	16,664 件	14,883 円（ 110.2 ）	1,060 人	233,965 円（ 119.3 ）
2022年度	224,079,096 円	16,572 件	13,522 円（ 90.9 ）	1,001 人	223,855 円（ 95.7 ）

※数値は年報に基づく（医療給付額は年報C表(1)・全体・療養の給付等・保険者負担分より）

⑵実施している保健事業

本計画を策定するにあたり、関連する事業のみ掲載します。

①特定健康診査・特定保健指導

当組合では、平成20年度以降、国が定めた「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳～74歳の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とし、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

実施方法等は、次のとおりです。

【特定健康診査】

（ｉ）案内方法

6月初旬頃に、各対象者の自宅宛に受診券を送付します（毎年度、集合契約B①締結後の受診券送付と

なります)。案内、パンフレット等を同封し、実施に関する情報、制度の内容、受診の必要性等について周知を図ります。

また、組合報等に掲載し、周知します。

(ⅱ)実施期間

2024年度からは、12月31日または1月31日までの受診となります。(どちらかに変更の場合あり)

各医師会により、実施期間や受診要件等が異なります。事前に、本人より医療機関に確認、予約が必要となります。

(ⅲ)実施場所

当組合で契約した実施医療機関(地区医師会所属の医療機関及び健診施設)で受診します。

受診券とマイナ保険証等を健診実施機関窓口に提示してください。

(ⅳ)委託有無

実施医療機関と集合契約B①の締結により実施します。

(ⅴ)健診項目

(ア)基本的な健診項目

質問項目、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲(内臓脂肪面積))、理学的所見(身体診察)、血圧測定、血液化学検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)、肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、γ―GT(γ―GTP))、血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c検査、やむ得ない場合は随時血糖)、尿検査(尿糖、尿蛋白)

(イ)詳細な健診項目(一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択)

心電図・眼底検査、貧血検査(赤血球数、血色素量〔ヘモグロビン値〕、ヘマトクリット値)、

血清クレアチニン検査

(ⅵ)窓口負担

原則無料です(オプションの健診項目は自己負担となります)。

(ⅶ)健診結果

実施医療機関より受診者本人に直接通知します。

【特定保健指導】

(ⅰ)案内方法

特定健康診査を受診した翌年度に階層化し、委託実施機関を通じて、各対象者の自宅宛にご案内を送付します。案内、パンフレット等を同封し、実施に関する情報、制度の内容、実施の必要性等について周知を図ります。

また、組合報等に掲載し、周知します。

(ⅱ)実施期間

ご案内を送付した年度内に初回面接を利用していただきます。保健指導の実施期間は、初回面接から3カ月間となります。

(ⅲ)実施場所

被保険者が指定する場所及び方法(ICT 面談も可能)で行います。

（ⅳ）委託有無

株式会社ベネフィット・ワンに委託して実施します。

（ｖ）窓口負担

原則無料です。

特定健診・特定保健指導実施結果（※法定報告数値より）　単位＝人

実施計画区分			第二期（5カ年計画）					第三期（6カ年計画）					
年度			2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
特定健診		対象者数	1,307	1,250	1,086	983	917	848	809	753	710	672	
		受診者数	485	480	417	377	340	323	289	269	276	258	
		受診率(%)	37.1	38.4	38.4	38.4	37.1	38.1	35.7	35.7	38.9	38.4	
		受診率目標値(%)	35.0	42.0	50.0	60.0	70.0	40.0	46.0	52.0	58.0	64.0	70.0
保健指導	①積極的支援	対象者数	15	31	13	23	19	17	16	14	11	14	
		終了者数	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	
		実施率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	6.3	0.0	18.2	0.0	
	②動機付け支援	対象者数	50	43	42	30	32	33	33	29	27	30	
		終了者数	5	4	3	1	2	1	2	3	6	4	
		実施率(%)	10.0	9.3	7.1	3.3	6.3	3.0	6.1	10.3	22.2	13.3	
	保健指導（①+②）	対象者数	65	74	55	53	51	50	49	43	38	44	
		終了者数	5	4	3	1	3	1	3	3	8	4	
		実施率(%)	7.7	5.4	5.5	1.9	5.9	2.0	6.1	7.0	21.1	9.1	
		実施率目標値(%)	15.0	18.0	22.0	25.0	30.0	5.0	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0
		内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の減少率・目標値(%)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※空白欄は未集計の箇所

②人間ドック等受診の補助

人間ドック等の健診を受診した被保険者を対象に、医療費の抑制と疾病等の早期発見、健診実施率の向上を図ることを目的とし、健診補助金を交付しています。

また、健診の毎年受診者を一層促進するため、2024年度から補助額とインセンティブによる加算金を変更し、健診事業の更なる充実を図るため脳ドックに対する費用補助額を導入します（前年度脳ドック受診者は支給対象外）。健診の種類、健診補助額及び実施方法等は、次のとおりです。

【節目健診】

（ｉ）案内方法

年度内に35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳になる被保険者を対象とし、2万5千円まで人間ドック受診料を補助します。ただし、該当年度内の受診に限ります。指定健診機関での受診のみ対象とします。

年度内に2回（4月及び11月）、対象者の自宅宛に、案内と「申込票」を送付します（変更の場合あり、申込済みの方・受診済みの方は除きます）。

また、組合報等に掲載し、周知します。

（ⅱ）実施期間

年度内1回のみ有効です（4月～翌年3月まで）。

（ⅲ）実施場所

当組合で契約した指定健診機関で受診します。当組合発行の受診券とマイナ保険証等を健診機関窓口に提示してください。

（ⅳ）窓口負担

健診機関との契約に基づく受診料（オプション別）から2万5千円までの補助額を引いた金額が、自己負担額です。

（ⅴ）健診結果

実施健診機関より受診者本人に直接通知します。

（ⅵ）その他

同年度内に他の健診補助は、重複して受けられません。

【人間ドック】

（ⅰ）案内方法

30歳以上の被保険者を対象とし、1万5千円（2024年度から）まで人間ドック受診料を補助します。ただし、前年度受診者（健診補助金の交付を受けた者）は8千円（2024年度から）までのインセンティブを加算します。当組合の契約健診機関及びそれ以外の健診機関での受診のどちらも対象とします。

組合報等に掲載し、周知します。

（ⅱ）実施期間

年度内1回のみ有効です（4月～翌年3月まで）。

（ⅲ）実施場所

当組合の契約健診機関もしくはそれ以外の健診機関で受診します。

当組合発行の受診券とマイナ保険証等を健診機関窓口に提示してください。

（ⅳ）窓口負担

受診料から1万5千円（2024年度から、前年度受診者は8千円までのインセンティブを加算）までの補助額を引いた金額が、自己負担額です。

（ⅴ）健診結果

実施健診機関より受診者本人に直接通知します。

（ⅵ）その他

同年度内に他の健診補助は、重複して受けられません。

【生活習慣病健診】

（ⅰ）案内方法

被保険者（年齢制限なし）を対象とし、5千円（2024年度から）まで生活習慣病健診受診料を補助します。

ただし、前年度受診者（健診補助金の交付を受けた者）は8千円（2024年度から）までのインセンティブを加算します。当組合の契約健診機関及びそれ以外の健診機関での受診のどちらも対象とします。

組合報等に掲載し、周知します。

（ⅱ）実施期間

年度内1回のみ有効です（4月～翌年3月まで）。

（ⅲ）実施場所

当組合の契約健診機関もしくはそれ以外の健診機関で受診します。

当組合発行の受診券とマイナ保険証等を健診機関窓口に提示してください。

（ⅳ）窓口負担

受診料から5千円（2024年度から、前年度受診者は8千円までのインセンティブを加算）までの補助額を引いた金額が、自己負担額です。

（ⅴ）健診結果

実施健診機関より受診者本人に直接通知します。

（ⅵ）その他

同年度内に他の健診補助は、重複して受けられません。

【脳ドック】

（ⅰ）案内方法

40歳以上の被保険者を対象とし、1万5千円（2024年度から）まで脳ドック受診料を補助します。

当組合の契約健診機関及びそれ以外の健診機関での受診のどちらも対象とします。

組合報等に掲載し、周知します。

（ⅱ）実施期間

2年毎に1回のみ有効です。

（ⅲ）実施場所

当組合の契約健診機関もしくはそれ以外の健診機関で受診します。

マイナ保険証等を健診機関窓口に提示してください。

（ⅳ）窓口負担

受診料から1万5千円（2024年度から）までの補助額を引いた金額が、自己負担額です。

（ⅴ）健診結果

実施健診機関より受診者本人に直接通知します。

（ⅵ）その他

インセンティブの加算はありません。

人間ドック利用状況（内訳）　　単位＝人

	2020年度			2021年度			2022年度		
	人間ﾄﾞｯｸ	節目ﾄﾞｯｸ	計	人間ﾄﾞｯｸ	節目ﾄﾞｯｸ	計	人間ﾄﾞｯｸ	節目ﾄﾞｯｸ	計
事業主	9	5	14	13	2	15	14	3	17
従業員	31	4	35	53	6	59	63	9	72
家族	7	3	10	5	5	10	9	5	14
計（人数）[A]	47	12	59	71	13	84	86	17	103
前年比（人数）%	61.0	38.7	49.2	151.1	108.3	142.4	121.1	130.8	122.6
対象者数[B]	780	134		732	125		706	110	
[A]／[B]%	6.0	9.0		9.7	10.4		12.2	15.5	

※人間ドックの対象者数は30歳以上の被保険者数（節目対象者除く）

生活習慣病健診利用状況（内訳）

	2020年度	2021年度	2022年度
事業主	2	1	3
従業員	12	27	28
家族	0	1	0
計（人数）[A]	14	29	31
前年比（人数）%	31.1	207.1	106.9
対象者数[B]	780	732	706
[A]／[B]%	1.8	4.0	4.4

※対象者数は30歳以上の被保険者数（節目対象者除く）

③郵送検診

組合員とご家族を対象に、医療費の抑制と疾病等の早期発見、がん予防、がん検診等実施率の向上、健康維持・改善を図ることを目的とし、郵送検診を実施しています。郵送検診は、自宅で簡単にできる、検査セットによる検査です。

実施方法等は、次のとおりです。

（ⅰ）案内方法

案内パンフレットを、全組合員へ送付します。75歳以上の後期高齢者（特例）組合員も、申込みができます。

また、組合報等に掲載し、周知します。

（ⅱ）実施期間

8月以降実施します（年度内1回）。

（ⅲ）検査項目

大腸がん、胃がん、前立腺がん、子宮頸がん、肺がん、骨粗しょう症など（変更の場合あり）の中から組合が選定したもの。

(ⅳ)費用

対象年齢以上(25歳以上)の組合員とご家族は、1検査項目につき千円(2023年度から)の補助額を引いた金額が、自己負担となります(変更の場合あり)。

(ｖ)健診結果

委託検査機関より受診者本人に直接通知します。

郵送検診申込状況(総件数)

年度・検査項目	2020年度	2021年度	2022年度
大腸がん	32	24	15
胃がん・ピロリ菌	29	27	22
前立腺がん	22	22	19
子宮頸がん	10	9	5
肺門部肺がん	13	4	5
骨粗しょう症	14	14	9
歯周病リスク	2	5	6
エクオール	14	6	－
腸内環境検査	－	－	27
計(件数)	136	111	108
前年比(件数)％	87.7	81.6	97.3

2022年度までは1検査項目無料

④インフルエンザ予防接種の助成

インフルエンザの予防接種を受けた組合員とご家族を対象に、インフルエンザの重症化予防と予防接種率の向上を図ることを目的とし、助成金を交付しています。

実施方法等は、次のとおりです。

(ⅰ)案内方法

所定の「申請書」による申請受付後、助成金を支給します。75歳以上の後期高齢者(特例)組合員も、申請ができます。

また、組合報等に掲載し、周知します。

(ⅱ)実施期間

10月～1月末まで(変更の場合あり)を予防接種期間(助成金申請の受付締切りは2月末、変更の場合あり)とします。期間内1人2回まで助成します。

(ⅲ) 窓口負担

予防接種料から1回につき2千円までの補助額を引いた金額が、自己負担額です。

インフルエンザ予防接種助成の利用状況

	2020年度	2021年度	2022年度
件数	73	89	54
前年比(件数)％	81.1	121.9	60.7

⑤ジェネリック差額通知書の送付

ジェネリック医薬品への切り替えが可能な被保険者を対象に、医療費の抑制と被保険者の窓口負担軽減及びジェネリック医薬品の普及促進を図ることを目的とし、ジェネリック差額通知書を送付します。

実施方法等は、次のとおりです。

(ⅰ)案内方法

郵便にて(変更の場合あり)、ジェネリック差額通知書を対象者へ送付します。

また、組合報等に掲載し、周知します。

(ⅱ)実施期間

年度内に3回(7月、10月、2月、変更の場合あり)、送付します。

(ⅲ)その他

例年、3月の被保険者証交付時(変更の場合あり)に、ジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えることができる「ジェネリック希望シール」(変更の場合あり)を同封し、送付します。

ジェネリック差額通知書の状況

	2019年度			2020年度			2021年度		
	送付件数	効果額(12カ月計)円	切替人数	送付件数	効果額(12カ月計)円	累積変更人数	送付件数	効果額(12カ月計)円	切替人数
7月送付分	66	37,581	6	59	34,346	8	44	5,982	3
10月送付分	60	33,529	3	50	95,535	9	39	1,387	2
2月送付分	61	11,885	3	45	32,415	5	36	1,374	2
計	187	82,995	12	154	162,296	22	119	8,743	7
前年比(%)	76.3	29.5	60.0	82.4	195.5	183.3	77.3	5.4	31.8

※累積変更人数は年間集計の最終月時点の人数(2019年度より累積変更人数から切替人数へ変更)

⑥家庭用常備薬等の斡旋

組合員とご家族を対象に、疾病予防と家庭用常備薬等の購入負担軽減を目的とし、家庭用常備薬等の斡旋を実施しています。特納品をはじめ、安価で安心・安全な家庭用常備薬を、まとめて手軽に購入できます。

実施方法等は、次のとおりです。

(ⅰ)案内方法

案内を、全組合員へ送付します(もしくはWEBによる案内)。75歳以上の後期高齢者(特例)組合員も、購入ができます。

また、組合報等に掲載し、周知します。

(ⅱ)実施期間

8月以降実施します。

(ⅲ)商品

100～150種類程度(特納品含む)です。

(ⅳ)費用

申込者が購入金額を負担(送料は500円～600円程度、変更の場合あり)。ただし、購入金額が一定金額以上の場合は送料無料(変更の場合あり)にて配送します。

(ｖ)納品

委託業者より申込者住所へ商品を送付します。

(ⅵ)その他

季節により、商品の内容が一部変更になることがあります。

家庭用常備薬等の斡旋状況

	2020年度	2021年度	2022年度
申込件数(8月配付分)	39	6	28
申込件数(1月配付分)	18	4	13
年間件数	57	10	41
前年比(件数)%	142.5	17.5	410.0

⑦適正受診の普及啓発事業

組合員とご家族を対象に、医療費等の適正化と適正受診の周知及び医療費等削減を図ることを目的とし、適正受診等パンフレット(又はチラシ)を送付します。

実施方法等は、次のとおりです。

(ⅰ)案内方法

適正受診等パンフレット(又はチラシ)を、全組合員へ送付します。

(ⅱ)実施期間

年度内随時送付します。

(ⅲ)パンフレット等の内容

かかりつけ医、休日・夜間の受診、重複受診、薬の飲み合わせ(多剤服薬対策)、柔道整復師のかかり方、はり・きゅう・マッサージのかかり方、ジェネリック医薬品の活用、生活習慣の改善など、適正受診に関すること全般です。

(ⅳ)購入先

パンフレット等の内容を精査のうえ、各出版社より購入します。

(ｖ) その他

医療機関適正受診用、柔道整復師等適正受診用など各パンフレット等で内容が分かれている場合は、それぞれ購入し配付します。

⑧医療費通知の送付

医療機関、施術所等にかかった被保険者を対象に、医療費等の適正化と適正受診の促進及び医療費等削減を図ることを目的とし、医療費通知を送付します。

実施方法等は、次のとおりです。

（ⅰ）案内方法

郵便にて医療費通知を対象者へ送付します。

（ⅱ）実施期間

年二回(11月と2月)送付します。

(ⅲ)医療費通知の内容

(ｱ)医療機関等受診者

記号番号、組合員氏名、受診年月、受診者名、医療機関等の名称、受診区分、日数、医療費の額、食事療養費など。

(ｲ)施術所等にかかった方

記号番号、組合員氏名、施術年月、施術を受けた方の氏名、施術所名称、区分、療養費の額など。

医療費通知の状況

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①11月送付世帯数（前年11～6月診療分）	663	619	572	556
②2月送付世帯数（7～10月診療分）	592	535	524	515
送付世帯数合計（①＋②）	1,255	1,154	1,096	1,071
前年比（送付世帯数合計）％	69.9	92.0	95.0	97.7

⑨歯科健診

組合員とご家族を対象に、全身の健康に影響を及ぼすと言われているむし歯や歯周病など口腔内の病気の早期発見、予防、定期的な健康状態のチェック及び口腔内環境の改善を図ることを目的とし、歯科健診を実施しています。委託先の株式会社歯科健診センターの提携歯科医院にて、所要時間約15分の健診が受けられます。

実施方法等は、次のとおりです。

（ⅰ）案内方法

案内チラシを、全組合員へ送付します。被保険者を対象とし、委託先の株式会社歯科健診センターのホームページから申込みができます。

（ⅱ）実施期間

通年

(ⅲ) 窓口負担

原則無料です（二次健診、診察治療には費用が発生いたします)。

(ⅳ) 健診結果

歯科医院より受診者本人に直接通知します。

3. 前計画に係る考察

(1)達成状況等

特定健康診査等実施計画(第三期分・2018～2023年度)及び保健事業実施計画(2018～2023年度)の達成状況等(本計画策定時点における集計)は、次のとおりです。

【特定健診等】 特定健康診査等実施計画(第三期分)における目標値と達成状況　　単位＝人

実施計画区分			第三期					
年度			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
特定健診		対象者数	848	809	753	710	672	－
		受診者数	323	289	269	276	258	－
		受診率(%)	38.1	35.7	35.7	38.9	38.4	－
		受診率目標値(%)	40.0	46.0	52.0	58.0	64.0	70.0
保健指導	①積極的支援	対象者数	17	16	14	11	14	－
		終了者数	0	1	0	2	0	－
		実施率(%)	0.0	6.3	0.0	18.2	0.0	－
	②動機付け支援	対象者数	33	33	29	27	30	－
		終了者数	1	2	3	6	4	－
		実施率(%)	3.0	6.1	10.3	22.2	13.3	－
	保健指導(①＋②)	対象者数	50	49	43	38	44	－
		終了者数	1	3	3	8	4	－
		実施率(%)	2.0	6.1	7.0	21.1	9.1	－
		実施率目標値(%)	5.0	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0

※各実施結果は法定報告数値より

【人間ドック等・節目健診】 保健事業実施計画(2018～2023年度)における目標値と達成状況

	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診
対象者数(人)	929	143	860	125	780	134	732	125	706	110	－	－
受診者数(人)	136	23	120	31	61	12	100	13	117	17	－	－
受診率(受診者数/対象者数)%	14.6	16.1	14.0	24.8	7.8	9.0	13.7	10.4	16.6	15.5	－	－
受診率目標値(%)	7.5	17.5	8.0	18.0	8.5	18.5	9.0	19.0	9.5	19.5	10.0	20.0

※人間ドック等には人間ドック(節目健診を除く)と生活習慣病健診を含む
※人間ドック等の対象者数は30歳以上の被保険者数(節目健診対象者を除く)

【インフルエンザ予防接種助成】 保健事業実施計画(2018～2023年度)における状況

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
件数	93	90	73	89	54	－
前年比(件数)%	120.8	96.8	81.1	121.9	60.7	－
経費(助成額)円	186,000	179,500	145,250	176,400	106,250	－
前年比(経費)%	120.8	96.5	80.9	121.4	60.2	－

(2)評価

①特定健康診査等実施計画(第三期分・2018～2023年度)

特定健康診査等実施計画では、最終年度(2023年度)の目標値を特定健康診査受診率70%、特定保健指導実施率30%に定めており、それに対する実績値(2018～2022年度)は、特定健康診査受診率は約40%と目標値を下回っています。

受診率が低い要因としては、特定健康診査では、未受診者対策が不十分であったため、2021年度より国保連合会の保健事業支援・評価委員会を利用して未受診者対策に取組んでいます。まずは未受診者がなぜ健診を受けないのかその理由を聴かせていただく観点からチラシ作成して、受診券と一緒に同封しました。未受診者の声はなかなか届いてきてはいませんが、未受診理由はいろいろあると思われるため、今後もどのような受診勧奨が有効なのか毎年検討をしていきます。また、2021年度より有効期間内でまだ特定健康診査を受診していない人を対象に受診勧奨を行うためのハガキを送付しています。

特定保健指導実施率は第二期の計画では5%前後でしたが、第三期では15～20パーセント前後の実施率となっています。

低い実施率だったため、利用者の利便性を高めるため2021年度より委託業者と契約内容を変更して個別訪問が可能になり、またICT面談も取り入れています。これにより目標値にはまだ届いてはいませんが以前より増えています。

今後も、これらの実施結果に基づいて改善を行い、対応を検討することとします。

②保健事業実施計画(2018～2023年度)

保健事業実施計画では、最終年度(2023年度)の受診率目標値を人間ドック等10%、節目健診20%にそれぞれ定めており、それに対する実績値は、2020年度の人間ドック等及び節目健診は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等もあり目標値を大幅に下回る件数でしたが、2021年度以降は順調に推移していると思われます。また、2018年度から健診料金の補助にインセンティブ制度を導入し、2021年度からはインセンティブの範囲を拡大しました。今後も、制度の充実を図り、毎年の健診受診を推進してまいります。

インフルエンザ予防接種助成の実施では、数値目標を設定していませんが、2018年度から事業実施期間内1人2回まで(従来は1回)助成金を支給することとし、助成体制を拡充しました。新型コロナウイルス感染症の影響により利用件数の変動はありましたが、事業としては着実に普及が進んでいます。

健康・体力づくり事業では、たばこ対策事業として2019年度に「事業所における受動喫煙対策の状況についての調査」を実施しました。回答があった事業所のうち70%以上の事業所が全面禁煙もしくは分煙化をしているという結果が得られました。また、セミナー・イベント事業は、諸般の事情により、未実施となりました。

そのほか、実施計画における目標等の設定はありませんが、郵送検診の実施では、検査項目の変更や委託業者及び実施方法等の見直しを行い、事業の促進に努めました。

保健事業の各事業については、これらの実施結果を踏まえ、更なる普及と改善を図ってまいります。

4. 健康・医療情報の分析と健康課題の明確化

(1)特定健康診査の受診率の推移

平成20年度以降、40歳～74歳の被保険者を対象に、特定健康診査を実施しています。

受診率は、年齢が上がるにつれて高くなる特徴が見られます。全体の受診率は、毎年上昇傾向にありました。しかし、2020年の新型コロナウイルス感染症の影響により受診率はいったん減少傾向になり、その後40パーセントを下回る率で横ばいの状態が続いています。

特定健康診査・年齢別件数・受診率

年齢	2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
	対象者	件数	受診率	対象者	件数	受診率	対象者	件数	受診率	対象者	件数	受診率	対象者	件数	受診率
40歳代	204	72	35.3	190	60	31.6	166	47	28.3	148	41	27.7	143	45	31.5
50歳代	230	76	33.0	232	71	30.6	220	69	31.4	219	84	38.4	200	73	36.5
60歳代	269	106	39.4	243	93	38.3	227	90	39.6	211	88	41.7	211	85	40.3
70-74歳	146	69	47.3	144	65	45.1	140	67	47.9	132	63	47.7	118	55	46.6
計	849	323	38.0	809	289	35.7	753	273	36.3	710	276	38.9	672	258	38.4

※数値は連合会sucoyacaによる統計分析メニューP07健診・保健指導の状況に基づく

(2)特定保健指導の実施率の推移

特定健康診査の受診結果を基に、階層化により抽出した対象者へ、特定保健指導(積極的支援又は動機付け支援)を実施しています。委託契約を変更して個別訪問とICT面談も可能になり、利用者は増えてきています。積極的支援に比べ動機付け支援の対象者数が多い傾向にあります。

特定保健指導・年齢別階層別実施件数

年齢	2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
	動機付	積極的	計	動機付	積極的	計	動機付	積極的	計	動機付	積極的	計	動機付	積極的	計
40歳代	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	1	1
50歳代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	2	0	2
60歳代	0	0	0	1	0	1	1	0	1	5	0	5	2	0	2
70-74歳	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	1	0	1	1	1	2	9	1	10	4	1	5

※数値は連合会国庫補助金CSVで実績評価に基づく

(3)統計分析データの推移

レセプトデータを基に、生活習慣病に関連する疾患で受診した患者数の推移を、統計分析データとして毎月集計しています。

当組合では、高血圧症患者数は被保険者数のうち約14%前後、脂質異常症患者数は約10～13%、糖尿病患者数は約8%前後を占めています。

被保険者数の減少及び被保険者の高齢化が年々進んでおり、一人当たりの年間医療費は増加傾向にある中、これらの生活習慣病患者数の全体数に占める割合・人数を、抑制していかなくてはならない状況にあります。

2018-2022年度　統計分析データ

単位＝人

区分 診療年度	医療費計 円	被保険者数	前期高齢者数	生活習慣病	肝機能障害	虚血性心疾患	高血圧症	高尿酸血症	脂質異常症	糖尿病	動脈硬化	動脈閉塞	脳血管疾患
2018年度平均	19,543,893	1,315	312	279	26	39	188	52	136	139	22	14	23
2019年度平均	21,531,250	1,205	280	302	28	41	179	49	139	113	20	14	26
2020年度平均	21,170,678	1,120	268	327	22	33	159	36	139	81	16	13	28
2021年度平均	24,504,227	1,060	261	321	22	29	155	39	138	80	16	15	29
2022年度平均	21,707,828	1,001	241	306	21	24	140	34	133	79	17	16	32

(4)レセプトデータ分析

当組合の受診率は、同規模保険者よりも例年高く、適正な受診がされるようパンフレット配付等で呼びかけています。

また、年齢階層別・性別の1件当たり点数については、前回の年齢層(45歳～49歳)の方達がそのまま年齢を重ねたため、50～54歳女性の点数が特に高い傾向にあります。なぜこの年齢層の方達の1件当たりの点数が高いのか今後も注視していきます。

医療費分析の経年比較

単位＝%

0～74歳　受診率　総計		
	当国保組合	同規模保険者
2019年度	674.439	511.589
2020年度	590.698	448.514
2021年度	630.976	475.728
2022年度	663.480	501.475

単位＝点

50～54歳　女性　1件当たり点数		
	当国保組合	同規模保険者
2019年度	4,893	2,412
2020年度	5,630	2,548
2021年度	4,509	2,562
2022年度	4,424	2,554

※数値は国保データベース（KDB）システムによる帳票№52に基づく

(5)健診データ分析

健診受診者と健診未受診者との医療費を比較すると、健診未受診者の方が高額となっています。

医療費分析（健診有無別）

単位＝点

入院＋外来	40-74歳　総計									
	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
	健診 受診者	健診 未受診者	健診 受診者	健診 未受診者	健診 受診者	健診 未受診者	健診 受診者	健診 未受診者	健診 受診者	健診 未受診者
1件当たり点数	2,498	3,420	2,017	3,688	3,271	3,451	2,070	3,757	3,090	3,533
1人当たり点数	3,977	4,956	3,134	5,353	4,923	4,871	3,303	5,473	4,894	5,166
1日当たり点数	1,538	1,956	1,441	2,066	1,934	2,039	1,477	2,189	1,892	2,070

※数値は国保データベース（KDB）システムによる帳票№46に基づく

(6)職業病調査データの推移

「腰椎椎間板ヘルニア」「脊椎分離症」「腰椎変形性脊椎症」のいずれかの病名で、医療機関に受診した組合員数を毎月調査しています(変更の場合あり)。

労働基準法施行規則における「重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛」との記載より、上記3疾患を当組合では職業病調査対象疾患として選定しています。なお、2018年度より抽出対象を見直ししています。

腰痛は加齢による骨の変化によって発症することが多く、家族受診者の多くは業務に携わっていないと思われるため、ご家族は調査対象外とします。

職業病調べ

診療年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
組合員数(人)	178	180	233	303	294

※延べ人数

5. 特定健康診査等実施計画（第四期分・2024～2029年度）

(1)趣旨・目的

特定健康診査及び特定保健指導（以下、「特定健康診査等」という）は、国が定めた「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から実施しています。特定健康診査等は、40歳～74歳の被保険者を対象とし、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とするメタボリックシンドロームに着目した健診事業です。

当組合では、これまで「第一期実施計画」（平成20～24年度）、「第二期実施計画」（平成25～29年度）、「第三期実施計画」（2018～2023年度）に基づき、事業を推進してまいりました。

この度、過去の計画の実施結果等を踏まえ、効率的かつ効果的な事業の実施に向け、新たに計画の見直しを行い、データヘルス計画の一部として「第四期実施計画」（2024～2029年度）を策定します。

(2) 目標設定

特定健康診査等実施計画では、40歳～74歳の被保険者を対象に、特定健康診査等を実施します。

実施にあたり、次のとおり目標値を定めます。

①目標値

第四期は、特定健康診査受診率70%、特定保健指導実施率30%を目標値とし、2029年度までの達成を目指します。

特定健康診査実施目標値 単位＝%

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
特定健康診査受診率	42	48	54	60	66	70
特定保健指導実施率	10	14	18	22	26	30

※2029年度の数値は国が定めた目標実施率
※達成状況によりペナルティ等を受ける可能性あり

(3)対象者見込み数及び実施予定者数

過去数年における各データ（被保険者数の減少率、健診受診者に対する保健指導対象者の割合、保健指導における動機付け支援と積極的支援の比率）を参考に、以下のとおり推計します。

特定健康診査の対象者数及び実施者数（推計値） 単位＝人

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
対象者数	639	601	565	531	499	469
実施者数	268	289	306	319	330	329

特定保健指導の対象者数及び実施者数（推計値） 単位＝人

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
動機付け支援対象者数	28	27	26	25	24	23
〃　実施者数	2	3	4	5	6	6
積極的支援対象者数	13	12	11	10	9	8
〃　実施者数	1	1	1	2	2	2
保健指導対象者数計	41	39	37	35	33	31
〃　実施者数計	3	4	5	7	8	8

(4)受診勧奨・利用勧奨

特定健康診査等において、案内、パンフレット等の送付、実施医療機関リストの提供(希望に応じて)、電話などの効果的な方法により、対象者に健診の受診、保健指導の利用を促し、受診勧奨及び利用勧奨を行います。

(5)特定健康診査等について

①メタボリックシンドロームとは

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、脂質異常、高血圧のうち2つ以上にあてはまる状態をいいます。また、その予備群としては、高血糖、脂質異常、高血圧のいずれか1つの要因をもっている状態をいいます。

これらの要因が複数重なり合うことにより、動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中などの命に関わる病気を発症する割合が高くなります。

②特定健康診査とは

平成20年度から医療保険者に義務付けられた、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するための健康診査のことをいいます。

メタボリックシンドロームに着目して、生活習慣の改善が必要と思われる特定保健指導対象者を的確に抽出するために実施します。

③特定保健指導とは

特定健康診査の結果から、受診者を「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」の3区分に階層化し、このうち「動機付け支援」、「積極的支援」に区分された者に対し実施する保健指導のことをいいます。

実施期間は初回面接から3カ月後から実績評価を行なえます。

対象者が、自らの生活習慣を改善することで、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とする支援プログラムです。

6. 保健事業実施計画（2024～2029年度）

(1)趣旨・目的

保険者で保有する健診等の健康・医療情報を活用し、被保険者の健康保持増進を目的とした保健事業の実施が求められています。

当組合では、これまで保健事業実施計画（2018～2023年度）に基づき、組合員とご家族を対象に、保健事業を推進してまいりました。

この度、過去の計画の実施結果等を踏まえ、目的の趣旨に沿った事業の実施に向け、新たに計画の見直しを行い、データヘルス計画の一部として「保健事業実施計画」（2024～2029年度）を策定します。

(2) 目標設定

保健事業実施計画では、組合員とご家族を対象に、本計画「(3) 実施内容」に掲げる保健事業を実施します。

実施にあたり、次のとおり目標値を定めます。

①目標値

(ⅰ)人間ドック等・節目健診

当組合は、人間ドック等・節目健診の受診率の目標値を次のとおり設定し、2029年度までの達成を目指します。

人間ドック等・節目健診 2024～2029年度目標値

	2024年度		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度		2029年度	
	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診	人間ﾄﾞｯｸ等	節目健診
受診率(受診者数／対象者数)%	14.0	15.5	14.5	15.8	15.0	16.1	15.5	16.4	16.0	16.7	16.5	17.0

※人間ドック等には人間ドック（節目健診を除く）と生活習慣病健診を含む
※人間ドック等の対象者数は30歳以上の被保険者数

(ⅱ)インフルエンザ予防接種の助成

当組合は、インフルエンザ予防接種助成の実施を継続して行います。利用件数の大幅な経年変化は見込めないと思われるため、目標値は設定せず、データ収集に努めてまいります。

(3)実施内容

事業の優先順に記載します。

①人間ドック等・節目健診・脳ドックの推進

当組合の医療費は増加傾向にあり、医療費を抑制するためには、定期的な健診が欠かせません。

健診の実施は、疾病等の早期発見、重症化予防、被保険者の健康管理などを可能とし、将来的な医療費を削減する要因となります。そのため、当組合では2024年度から新しい事業として脳ドックを導入し、人間ドック等・節目健診の普及促進に一層取り組んでまいります。

（ⅰ）健診補助金の交付

当組合では、人間ドック、生活習慣病健診を受診した被保険者を対象に、健診の種別に応じた健診補助金を交付します。

健診補助額はそれぞれ、人間ドックは1万5千円（2024年度から）まで、生活習慣病健診は5千円（2024年度から）まで、節目健診は2万5千円まで、脳ドックは1万5千円（2024年度から）までとし、健診費用を助成します。

節目健診は、生活習慣病の入口と言われる35歳から対象年齢を設定し、5歳ごと（35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳）に受診の機会を設けることで、健診の習慣化へと繋げていきます。

脳ドックは、脳血管疾患のリスクが高まると言われる40歳以上の被保険者を対象とし、受診の動機付けとなる機会を設けることで被保険者の健康維持を推進します。

脳ドックでは、2年毎に1回のみ実施のため、前年度受診者（当組合の健診補助金の交付を受けている受診者）に対する健診費用の助成及びインセンティブの加算はありません。

（ⅱ）インセンティブ制度

人間ドック及び生活習慣病健診では、前年度受診者（当組合の健診補助金の交付を受けている受診者）が引き続き当年度に受診した場合、規定の健診補助金に8千円（2024年度から）までのインセンティブを加算します（ただし、節目健診と脳ドックを除く）。

これにより、毎年の継続受診を一層促進します。

（ⅲ）集団健診の実施

日時と場所を指定した集団での健診を2024年度から新たに実施します。平日に個別での受診が困難な方の受診機会を増やして受診につなげるため、土日に実施します（変更の場合あり）。

（ⅳ）周知・案内

節目健診対象者へは、組合から案内を送付します。

また、組合報等への掲載により、健診の周知に努め、受診率の向上を図ります。

②インフルエンザ予防接種の助成

当組合では、インフルエンザの予防接種を受けた組合員とご家族を対象に、助成金を交付しています。

インフルエンザの予防接種は、重症化の予防に繋がるとされており、近年では接種者が増加しています。また、接種する年齢によっては複数回の接種が推奨されており、その場合は接種費用の負担が大きいため、助成金は実施期間内1人2回まで支給しています。これにより、被保険者の健康保持を図ります。

③飲酒・喫煙・食事改善事業

生活習慣病は、不健全な生活習慣の積み重ねによって引き起こされます。被保険者が飲酒や喫煙及び食事などの日々の生活習慣を見直すことができるよう、当組合は広報等により知識の周知に取り組み、生活

習慣病の予防と健康寿命の延伸を目指します。これまでの「健康・体力づくり事業」の内容を改めた事業です。

7. データヘルス計画の評価方法

本計画における目標の達成状況を、分析・評価し、また実施方法・内容等を検証し、進行状況を管理します。なお、計画期間中における進捗確認は随時行うものとします。

(1)特定健康診査等

特定健康診査等実施計画において定める目標値の達成状況を、法定報告に基づき分析・評価し、また実施方法・内容等を検証し、進行状況を管理します。

(2)人間ドック等・節目健診

保健事業実施計画において定める目標値を評価指標とし、本計画の最終年度(2029年度)における達成状況を、分析・評価します。また、評価指標とアウトカム(成果)に、一定の差異がある場合は、その実施方法・内容等を検証します。

(3)インフルエンザ予防接種の助成

保健事業実施計画においては目標値を設定せず、本計画の最終年度(2029年度)における状況を、分析・評価します。また、評価の結果、必要に応じてその実施方法・内容等を検証します。

(4)飲酒・喫煙・食事改善事業

保健事業実施計画においては目標値を設定せず、本計画の最終年度(2029年度)における状況を、分析・評価します。また、評価の結果、必要に応じてその実施方法・内容等を検証します。

8. データヘルス計画の見直し

本計画は、達成状況の評価・検証の結果、より有効性のある計画とするため、必要に応じて見直します。見直しでは、本計画における事業やその実施内容等について、内容の変更、追加、中止等をすることがあります。

9. 計画の公表・周知

本計画を策定または変更したときは、組合報等にその概要を掲載し、公表・周知します。

10. 個人情報の取扱い

当組合は、国が定めた個人情報の保護に関する各種法令・ガイドライン及び組合の「個人情報保護に関する規程」「運用管理規程」「機密文書管理規程」その他、組合が定める個人情報に関する規程を遵守します。

また、本計画の実施を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理と目的以外の使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理します。

11. その他・留意事項

本計画の実施においては、対象者の利便性を考慮しながら、適切かつ効果的な方法で実施します。

また、特定健康診査等実施計画と保健事業実施計画は相互に連携を図り、一体的に運用していくものとします。